

品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱

制定 令和6年10月8日区長決定

要綱第344号

(目的)

第1条 この要綱は、タブレット端末を含むICT機器等の活用による児童等の情報の共有化やペーパーレス化等により、児童養護施設等におけるICT化を推進し、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象施設等)

第2条 この要綱の補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次条に規定する補助事業を実施する児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム(以下「補助対象施設等」という。)の設置者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助限度額、補助率および対象経費については、別表のとおりとする。

(補助事業の完了時期)

第4条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象施設等が実施する補助事業ごとに、予算の範囲内で、次に定める額を比較し、いずれか少ない方の額に別表に定める補助率を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(1) 当該補助事業に要する費用の額から、当該年度における当該費用のための寄付金その他の収入の額を控除した額

(2) 別表に定める補助限度額

2 区長は、前項の規定により算出した額が予算額を超える場合、補助額の配分に著しい不均衡を生じる場合等には、調整を行うことがある。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに区長に申請するものとする。

(1) 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業申請額調書(第2号様式)

(2) 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業申請内訳書(第3号様式)

(3) 当該補助事業に関する歳入歳出予算書(見込書)抄本

(補助金の交付の決定)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは児童養護施設等における業務

負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、補助金を交付することが不相当と認めるときは児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定にあたっては、補助条件を付するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等承認申請書(第6号様式)に児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業変更申請額調書(第7号様式)を添付し、区長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは、その旨を児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等不承認通知書(第9号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実のあったときから10日以内に児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付し、区長に報告するものとする。

- (1) 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業精算額調書(第11号様式)
- (2) 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業実績報告書(第12号様式)
- (3) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付額確定通知書(第13号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期)

第11条 第7条の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助事業者は、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付請求書(第14

号様式)により、速やかに区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付けた条件または法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付決定取消通知書(第15号様式。以下「取消通知書」という。)により当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

#### 別表(第3条関係)

補助事業	補助限度額	補助率	対象経費
(1) 国基準分 タブレット端末の活用による児童の情報の共有化、ペーパーレス化等、補助対象施設のICT化の推進に資する機器等の整備に関すること。この場合に新たにシステムを導入するときは、他の機能と連動した台帳の作成および管理機能、台帳と連動した指導計画の作成機能、台帳または指導計画と連動した日誌の作成機能等を備えたものとする。	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム1施設あたり1,000千円	3/4	児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費および修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料および賃借料ならびに備品購入費

<p>(2) ホームページコンテンツ委託経費慢性的な人材不足という課題を抱える児童養護施設等が職員確保につなげるためのホームページ等の作成・改修に関すること。</p>	<p>児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム1施設あたり1,000千円 ※ 各施設1回限り</p>	<p>3/4</p>	<p>児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業に必要な需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費および修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料および賃借料ならびに備品購入費</p>
---	---	------------	---

## 別記 補助条件（第7条関係）

### 1 他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

### 2 契約

#### (1) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。

#### (2) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

### 3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

### 4 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用を増加した不動産およびその従物、ならびに取得価格または効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保にしてはならない。

### 5 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### 6 財産処分による収入の納付

区長の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者が収入があった場合には、区長は、その収入の全部または一部を都に納付させることができる。

### 7 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

## 8 状況報告

- (1) 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第16号様式）により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 区長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

## 9 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、区長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることができる。

補助事業者が、この命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

### 10 是正のための措置

区長は、第10条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

第9条の実績報告は、本項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

### 11 消費税仕入控除額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第17号様式）により区長に報告しなければならない。

なお、この場合区長は、当該仕入控除税額の全部または一部を区に納付させることができる。

### 12 補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところによりその額を返還しなければならない。
- (2) 前号の規定は第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。
- (3) 区長は第1号の規定にかかわらず、第12条の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

### 13 違約加算金および延滞金

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、その返

還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 第1号および第2号に規定する年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### 1.4 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他に同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

品川区長 へ

法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付申請書

児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |       |                        |   |
|---|-------|------------------------|---|
| 1 | 申請額   | 金                      | 円 |
| 2 | 申請額調書 | 別紙（第2号様式）のとおり          |   |
| 3 | 申請内訳書 | 別紙（第3号様式）のとおり          |   |
| 4 | 添付書類  | 当該事業に関する歳入歳出予算書（見込書）抄本 |   |

担当部署 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_



年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業 申請内訳書

施設種別: \_\_\_\_\_

施設等名: \_\_\_\_\_

事業区分	児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業	
実施予定年月日	年	月頃
完了予定年月日	年	月頃
児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業の具体的な内容を記入すること		
児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業	金額	
①国事業分について		
①合計		
②ホームページコンテンツ委託経費について		
②合計		
事業全体で要した費用		

(添付書類等)

- ・設備整備(備品)にあつては、カタログ等参考資料を添付のこと。
- ・見積書を添付のこと。

第 号  
年 月 日

様

品川区長

印

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の交付申請について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 補助条件

第 号  
年 月 日

様

品川区長

印

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の交付申請について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第7条第1項の規定に基づき、下記の理由により補助金を交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付理由

--

年 月 日

品川区長 あて

法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更（中止または廃止）したいので、承認の申請をします。

記

- 1 変更申請額 金 円
- |      |          |   |   |
|------|----------|---|---|
| (内容) | 既交付決定額   | 金 | 円 |
|      | 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
|      | 増減額      | 金 | 円 |
- 2 変更申請額調書 別紙（第7号様式）のとおり
- 3 変更の内容および理由

担当部署 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_



第 号  
年 月 日

様

品川区長

印

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付で申請のありました児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の変更等承認申請について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 補助条件

第 号  
年 月 日

様

品川区長

印

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金変更等不承認通知書

年 月 日付で申請のありました児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の変更等承認申請について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第8条第2項の規定に基づき、下記の理由により承認しないことを決定したので通知します。

記

不承認理由

--

年 月 日

品川区長 あて

法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

年度児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金に係る事業の実績について、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額調書 別紙（第11号様式）のとおり
- 3 実績報告書 別紙（第12号様式）のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本

担当部署 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_



年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業 実績報告書

施設種別: \_\_\_\_\_

施設等名: \_\_\_\_\_

事業区分	児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業	
実施予定年月日	年	月頃
完了予定年月日	年	月頃
児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業の具体的な内容を記入すること		
児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業	金額	
①国事業分について		
①合計		
②ホームページコンテンツ委託経費について		
②合計		
事業全体で要した費用		

(添付書類等)  
 ・設備整備(備品)にあつては、カタログ等参考資料を添付のこと。  
 ・見積書を添付のこと。

様

品川区長

印

年度児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付額確定通知書

児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の交付額について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定金額

金 円

2 内訳

年 月 日

品川区長 へ

補助事業者名  
申請者  
所在地  
代表者名

年度児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付請求書

児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金として、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第11条第1項の規定に基づき、次の金額を請求します。

1 請求金額

金 円

第 号  
年 月 日

様

品川区長

印

年度 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金の交付決定について、品川区児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり取消を決定したので通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 取消額

金 円

3 取消理由

--

品川区長 へ

法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

状 況 報 告 書

児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱の規定に基づき、下記により報告いたします。

記

品川区長 あて

法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業補助要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類および名称
- 2 確定額または事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要区費補助金等返還相当額）  
金 円
- 4 添付書類  
3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等